別表十二（十五）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人でガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第１項（定義）に規定する一般ガス事業（以下この号において「一般ガス事業」という。）を営むものが所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この号において「平成18年改正法」という。）附則第109条第６項（ガス熱量変更準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第56条の２第３項から第８項まで若しくは第10項（ガス熱量変更準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で一般ガス事業を営むものが平成18年改正法附則第135条第６項（ガス熱量変更準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の49第３項から第６項まで若しくは第９項（ガス熱量変更準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「熱量の変更に着手した日　⑵」の欄の「（平　・　・　）」には、熱量の変更に着手した日から熱量の変更が完了する日（以下この号において「熱量変更完了予定日」という。）までの期間が２年を超える場合に、当該熱量変更完了予定日の１年前の日を記載すること。

3　「$(4)\times\frac{1}{2}\times\frac{\quad}{60}$　⑸」の分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数をそれぞれ記載すること。

別表十一(一)㈩七の記載要領中「（以下」の次に「この記載要領において」を加え、同表を別表十一(一)㈩六とし、同表の次に次の１表を加える。